

議案第73号

京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について

京都府市町村職員退職手当組合理約の変更を次のとおり行う。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

向日市長 安田 守

京都府市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

京都府市町村職員退職手当組合格約（昭和 37 年京都府指令 7 地第 1705 号許可）

の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>別表（第 2 条関係） 綾部市、宮津市、向日市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、国民健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施設組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛生管理組合、与謝野町宮津市中学校組合、乙訓環境衛生組合、相楽中部消防組合、乙訓福祉施設事務組合、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合、<u>相楽広域行政組合</u>、京都府自治会館管理組合、乙訓消防組合、宮津与謝消防組合、相楽東部広域連合</p>	<p>別表（第 2 条関係） 綾部市、宮津市、向日市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、国民健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施設組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛生管理組合、与謝野町宮津市中学校組合、乙訓環境衛生組合、相楽中部消防組合、乙訓福祉施設事務組合、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合、<u>相楽郡広域事務組合</u>、京都府自治会館管理組合、乙訓消防組合、宮津与謝消防組合、相楽東部広域連合</p>

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。